

観音の銅の像鷹の形に反化して奇しき表を示す縁第十七

大倭国平群郡 嶋村の岡本尼寺に、観音の銅の像十二体有す 昔少墾田宮に 宇御めたまひし天皇の世に上宮皇太子の住みたまふ所の宮なり。太子誓願を發して宮を以ちて尼寺と成したまふなり。聖武天皇の世に、彼の銅の像六体盗人に取らる。尋ね求むれども得ること無し。数の日月を経て、平群郡の馱の西の方に少き池有り、夏六月に、彼の池辺に牧牛の童男等有りて池の中を見れば、聊なる木の頭有り。頭の上に鷹居る。牧牛彼の居る鷹を見、礫と塊とを拾集め、之れを以ちて擲打てども、避らずしてなほ居る。擲拍ちて疲れ懈り、池に下りて鷹を取る。捕らむとしてすなはち水に入り、居る所の木を見れば、金の指有り。取りて牽き上げ見れば、観音の銅の像なり。観音の像に頼りて、名けて菩薩池といふ。牧牛の童男諸人に告知らす。諸人転へ聞きて寺の尼に告知らす。尼等聞き来り、見れば実に其の像なり。塗れる金纏け落つ。尼衆彼の像を衛繞みて悲ひ哭きて云さく「我れ尊き像を失ひ、日夜恋ひ奉る。今邂逅に逢ひたてまつる。我が

諸の大師、何の罪過有せばカスの賊の難を蒙りたまふ」とまうす。然うして 鬘を蔽り像を安きて、寺に請へ奉る。道俗集りて言はく「錢を鑄らむとして盗み取れども、用るに便無く、思ひ煩ひて棄てたるなり」といふ。定めて知る、彼の鷹と見ゆる者は現実の鷹にあらずして観音の変化なり、と。更に疑ふことなかれ。涅槃經に説きたまふが如し「仏の滅後といへども、法身常に存る」と ときたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

法花經を読む僧を啓りて現に口喞斜み悲しき死の報を得る縁 第十八

去天平年中に、山背国相楽郡の部内に、一の白衣有り。姓名詳ならず。同じき郡の高麗寺の僧栄常、常に法花經を誦持つ。彼の白衣僧と其の寺に居て、暫間暮を作つ。僧暮を作つ条に言はく「栄常師の暮手かな」といふ。遍ごとに言ふ。白衣僧を啓りて、故に己が口を戻らしめ、効び言ひて曰はく「栄常師の暮手かな」といふ。是くの如く重々止めずなほ効ぶ。爰に奄然に白衣口喞斜む。恐りて手を以ちて頤を押へ、寺を出でて去る。去る程遠からずして身挙り

「すると同時に、の意。 三「泉は「泉」の俗字(名義抄)。「泉」は冥界の意。国会図書館本訓釈「泉世弥」は、「よみ」という訓を示すもの。本説話に述べられた冥界「泉」は、死後審判の思想がとり入れられている。三 自分の方にもどつて来て。 四 命を贖つた人を助けさせる。 五 自分の方にもどつて来て。 六 施さなかった人を飢渴させる。

第十七縁 あやしき表(し)の説話。今昔物語集・十六ノ十三に書承。 一 上巻四縁。二 奈良県生駒郡斑鳩町あたり。 三 法起寺。斑鳩町大字岡本に所在。 四 法起寺に伝存する銅造の菩薩立像を本説話の十二体の観音銅像のうちの一に擬する説が、日本歴史地名大系・奈良県の地名にみえるが、したがいがたい。法起寺の菩薩立像は像高二〇・一センチの小像であり、本説話の銅像がもう少し大きめの像として記述されているような印象を与えていることと鷹がまつていたのは像ではなく像の指とされているに齟齬する。また、法起寺の菩薩立像は像体を水面下に沈めたばあいで指が水上に突出するような形態ではないので本説話の銅像ではない。この菩薩立像のようなつくりでは、ことなつた印相の像であつても、像体が水面下にあつて一本の指が水上に突出するような形態の像を想定することが困難である。 五 たんに十二体ではなく、十二体で一組になつてゐるのである。六 観音、七 観音、三十三 観音、などは知られてゐるが、このようになつて一組の観音は他に例をみない。 六 推古天皇。七 聖徳太子。

へ聖徳太子伝秘記「下所引法起寺塔露盤銘文に「上宮太子聖徳皇、壬午年二月二十二日、臨前之時、於山代兄王、勅御願旨、此山本宮殿宇即地專為作寺」とみえる。九 所在未詳。 一〇 いしなげうつ」の表記を「擲打」擲拍と変化させてゐる。「擲」イシナゲ(名義抄)。 二「とるの表記を「取」捕「取」と変化させてゐる。 三 未詳。 四 銀金。 五 はがれ落ちる。 六 上巻二十五縁。 七 仏菩薩の尊称。類似の表現が中巻二十二縁にみえる。 八 銅像を原料として銅錢を鑄ようとする。続紀・和銅四年(七二〇)月二十三日条に「凡私鑄錢者斬」とあるように、実行すれば斬刑。 九 養老賊盜律によれば、仏像を盗み毀(こ)るならば徒(こ)三年の刑、菩薩像ならば罪一等を減ずる。盗んで供養するならば杖八十の刑。 一〇 大般涅槃經後分・上。

第十八縁 悪業についての現報説話。今昔物語集・十四ノ二十八に類語。 一 過ぎ去つた時を回顧していう。「去年の例は下巻二十七縁の会話中に見えるが、本説話のよるな例は本書には無い。当事者あるいは見聞者の口吻か。 三 七二九、七四九年。 四 中巻六縁。内容の類似する上巻十九縁も「山背国」のこととされている。 五 京都府相楽郡(註)郡山城町大字上狛(註)に所在。高麗寺跡がその地。 六 未詳。本説話以外に所伝をみない。 七 上巻十九縁、下巻二十縁、など類語はいずれも法華經にかかわる。 八 僧尼は博識は禁じられたが、暮はゆるされ云(僧尼令)。 九 上巻十九縁。 一〇 あ。 元 全身。

て地に躓れ、頓に命終る。見聞人云はく「刑を加へざれども、皆る心をもちて言を効びたれば、故に口喞斜み忽然に死ぬ。何にいはむや、怨讎の心を発し刑罰を加ふるはや」といふ。法花經に云はく「賢き僧と愚なる僧と、同じき位に居ること得ず。また長髪の比丘は、白衣の髮鬢を剃らざるよりは賢し。同じき位同じき器を用ること得ず。もし強ひて位せば、銅炭の上に居、鉄丸を呑み、地獄に墮ちむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

心経を憶持てる女現に閻羅王の闕に至り奇しき表を

示す縁 第十九

利劫優婆夷は、河内国の人なり。姓は利劫村主なり。故に以ちて字とす。天年澄める情あり。三宝を信敬ひて常に心経を誦持ち、これを業行とす。心経を誦む音はなほ微妙し。諸の道俗に愛樂せらるるなり。聖武天皇の御世に、是の優婆夷夜寝て病まずして卒爾に死に、閻羅王の所に到る。時に王見たまひて、床を起立て膝を敷きて居ゑたてまつりたまひて、語りて曰はく「伝へ聆く、能く心経を誦みたまふことを。我れ声を聴かむと欲ひ、暫頃請へたてまつるの

み。願はくは誦みて聞かせたまへ」とのたまふ。すなはち誦む。王聞きて隨喜したまひ、坐より起ち、長跪きて拜みたまひて曰はく「貴きかな、当に聞くが如く有す」とのたまふ。三日を遂て、告げてのたまはく「今遣に還りたまへ」とのたまふ。王の宮より出づ。門に三人有り。黄なる衣を著たり。優婆夷に値ひて歡喜びて曰はく「ただし營のみ觀え、比頃隣えず。故に吾れ恋ひ思ふ。何すれぞ偶に今逢ふ。往け。速に還れ。我れ今日より三日を経て、諸樂京の東の市の中にならず逢はむ」といふ。別れて還る。纔見れば更甦るなり。三日の朝に至りてなほ故に京の東の市に往かむと欲ひ、往きて市の中に居て終日に待つ。待つ人來らず。ただし賤しき人市の東の門より市の中に入り、経を売りに銜して売り、告げて言はく「誰れか経を買はむ」といふ。優婆夷の前を遮りに歴きて過ぎ、市の西の門より出で往く。優婆夷彼の経を買はむと欲ひ、使を遣りて還らしむ。経を開きて見れば、彼の優婆夷の昔時写し奉れる梵網經二巻と心經一卷となり。供らずして失せ、多くの年を遂て求め諮へども得ず。心の内に歡喜び、経を盗める人なることを知り、なほ忍びて経を問ひていはく「直は幾何ならむぞ」といふ。答へていはく「巻別に直錢五百文ならむとす」といふ。乞ふに隨ひて買ふ。是にすなはち知る、逢はむと期れる三人の者は、

一 仏典語。たとえは妙法蓮華經・信解品にみえる。二 上巻十九縁、下巻二十縁、に引用されている妙法蓮華經の文を参照。
二 怨讎の心を悪くして刑罰を加ふるべきのことはいうまでもない。四 この引用文は妙法蓮華經、正法華經、添品妙法蓮華經にみえない。
五 比丘は剃髪した。増一阿含經・二十六に沙門出家の五つの毀辱の法をあげて、第一に「頭髪長」としている。養慧六帖・僧室に「僧有五惡」として増一阿含經を引くことから理解されるように、「長髪」は愚比丘の相。

第十九縁 あやしき表(一)の説話。今昔物語集・十四ノ三十一に書載。

六 未詳。本説話以外に所伝をみない。優婆夷は、三掃五戒を受けた女子の在俗信者。七 衆のひとり。八 日本では、養老四年(七二〇)十二月二十五日の詔に、僧尼が自ら方法を案出し別音をおこなったために近來軋經唱札がみだれてゐるの道業、勝樂らに依視せよ、とみえ(統紀、類聚三代格・三)。また、延暦二年(七五三)十一月六日の太政官符によれば、僧尼が悔過の座にて哀音を発して高叫することがあったことなかく(類聚三代格・三)。たんに美声のみでなく旋律のくふうも、利劫優婆夷にはあったであろう。九 原文「為諸道俗所愛樂也」被動。上巻

八縁。一〇 一床は坐具。一罽は敷物。動物の皮製、あるいは植物製のものもあった。罽の上に優婆夷は現代の正座のようなすわり方ですわったのであろう。
二 他人の善行を見聞して喜ぶこと。喜ぶ人の功德にもなる、とされた。仏典語。妙法蓮華經に隨喜功德品がある。
三 相手を対して尊敬の気持ちあらわす動作。原文「從坐而起」。仏典に多くみえる表現。たとえは妙法蓮華經・勸持品に「從坐而起」。
三一 上巻十八縁。
三二 三人は下文によれば経巻の化身。黄衣は、きはだで染めた写経用の紙(黄紙、黄麻紙)を連想させる。三三 上巻三十五縁、中巻十七縁、など類似表現を含む説話はいづれも女が主人公。舞台も近接しているといえる。
三四 官設の市。平城京の左京に東市、右京に西市、がひらかれていた。東市は左京八条三坊にあった。毎月十五日以前は東市、十六日以後は西市がひらかれた(延喜式・東西市司)。正午より日没前までが開設の時間(関市令)。
三見るとすくに。「纔」は、一すると同時にの意。八すわって。
元店を構えずに売り歩いて売る。仏典に多くみえる。たとえは妙法蓮華經・安樂行品。
三 梵網經盧舍那仏説菩薩心地戒品第十巻が上下二巻に調卷されたもの。鳩摩羅什の訳、として伝承されたが、中国で撰述されたもの。
三 写経した経巻を供養しないうちに、その経巻がなくなつた。
三 貨幣価値に関する中巻六縁参照。大正新編大藏經は一行十七字語でありこれが当時の標準的な写経の字語なのだが、それによって行数(首題、尾題、訳者名、などは除外)を示すなら